

平成17年12月
北 区 役 所

ダイオキシン類土壤汚染対策の 地域指定要請を行いました

北区では、北区豊島五丁目団地、豊島四丁目開発地域及び豊島五・六丁目開発地域の各所でダイオキシン類の汚染が確認され、総合的な対策が必要であるとの考えを皆さまにご説明してきました。

現在、北区の詳細調査が終了し、独立行政法人都市再生機構においても一定の調査を終了し、緊急対策を進めています。

これを受けまして、東京都知事に同地域で「人が立ち入ることができ」かつ「ダイオキシン類が環境基準を超えて検出」されている場所については、汚染状況、原因究明の徹底及び処理対策の透明性を確保するため、対象地全域についてダイオキシン類対策特別措置法を適用し、対策地域に指定することを要請（平成17年12月7日）しました。

さらに、同地域の土壤汚染は、過去にも例をみない大規模なものであり、東京都において対策を実施されるよう強く要望しました。

なお、皆さまが、健康への影響を懸念されているとともに、早期の対策を求められていること、特に豊島東保育園においては、園児と保護者の皆さまが安心できる保育環境を一刻も早く回復できるよう切望されていることを申し添えています。

【お問い合わせ】

環 境 課：3908－8611

危機管理課：3908－1121